

庄原市平和推進条例

逐条解説

庄原市議会 総務常任委員会

令和3年3月31日

目 次

前文	1
第1条 目的	2
第2条 市の役割	3
第3条 市民の役割	4
第4条 委任	5
附則	6

前文

「人類の最大の幸福は平和な日常の中にある」

これは、被爆により荒廃したなか女性たちが立ち上がり、原子爆弾投下からわずか4年後にヒロシマで開催された平和婦人集会で発せられた宣言文の一節である。

昭和20年8月15日に終戦を迎えた大戦により、庄原市においても多くの犠牲を強いられ、本市出身の戦没者は2,923人にも及んだ。また、同年8月6日の広島市への原子爆弾投下直後から、本市では多くの被爆者を受け入れ、当時の学校を仮の病床として、生徒や地域住民による懸命の救護が行われた。

こうした歴史的事実から得た教訓が礎となり、本市ではかねてから市の主催で「庄原市戦没者追悼式並びに平和祈念式典」を毎年実施し、平成17年には庄原市非核平和都市宣言を制定し、核兵器廃絶と恒久平和の実現を目指している。また、平成24年に庄原市まちづくり基本条例が施行され、「参画と協働による市民が主役のまちづくり」を目指しているが、恒久平和が前提であることは、万人が認めるところである。

しかし、終戦から75年が経過する中、本市においても戦争の体験を直接聞く機会が失われつつあり、忘れてはならない歴史的記憶も風化の危機を迎えようとしている。

私たちは、尊い犠牲と引き換えに得た歴史的教訓を継承していくことが責務であることを確認し、世界最初の被爆県の都市の市民として8月6日を決して忘れることなく、誰ひとりとして平和な日常を脅かされることのない社会の実現に努めることを決意し、平和推進条例を制定する。

【趣旨】

この前文は、本条例制定の背景や趣旨、基本的な考え方や決意などを示した文章です。

【解説】

終戦から75年が経過する中、本市においても戦争の体験を語れる人が少なくなり、尊い犠牲と引き換えに得た歴史的教訓も風化の危機を迎えようとしています。

今日、私たちが享受する平和と繁栄は、尊い犠牲と先人の努力によって維持されてきたことを再認識し、さらに発展させるため取り組みが必要です。

そこで、平和推進のため、市及び市民の役割を明確にし、本市における基本的施策を定め、市民が平和で安心な生活を送ることができる恒久平和の実現を目的として「庄原市平和推進条例」を制定しようとするものです。

(目的)

第1条 この条例は、平和の推進に関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、平和の推進に関する施策を総合的に実施し、もって市民の平和で安心な生活及び恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条は、この条例を制定する目的と、その達成手段を定めるものです。

【解説】

前文の解説で触れたように、歴史的教訓も風化の危機を迎えており、世代交代をしても普遍的に平和推進が取り組まれるよう、市の役割・市民の役割を定め、本条例が機能することを目指しています。また、施策の基本を定め、平和推進に関する施策を総合的に実施することによって、平和で安心な生活を送れる社会の実現を目指すことを目的とします。

(市の役割)

第2条 市は、平和の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市は、平和の推進に関し市民の理解を深めるため、必要な啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

この条は、平和推進において市の役割を定めるものです。

【解説】

1 市の責務として、市民が平和で安心して生活するために今何が必要なのか、民意を受け止め、総合的に平和推進に関する施策を策定し、実施に努めることとしています。

2 市は、あらゆる場面を通じて、人権が制約されず、一人一人の自由な活動ができる社会を作っていくことを、教育・啓発するよう努めることとしています。

(市民の役割)

第3条 市民は、市の平和の推進に関する施策に協力するとともに、平和の推進に関する活動を主体的に行うよう努めるものとする。

【趣旨】

この条は、平和推進において市民の役割を定めるものです。

【解説】

平和推進のために、市民による主体的な活動は現在も行われています。しかし、各種団体が実施している平和のための活動等への参加者は年々減っているのが現状です。日本国憲法第12条では「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」としており、日常不断の努力が大切です。市民は、市の平和の推進に関する施策に関心を持ち、主体的に関わるよう努めなければなりません。努力義務として、市民の自発的な行動を期待するものです。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

この条例の実施に関して、必要な事項を定める場合は、市長が別に定めるものです。

【解説】

この条例をより機能させるためには、具体的な事項を市長が定める必要があります。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】
この条例の施行期日を定めるものです。
【解説】
この条例は令和3年3月23日に公布されました。